

平成30年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 8 月24日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 4 名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 議事に議案第44号を日程第3として、請願第1号を日程第4として追加。
議案第42号から議案第44号は、人事案件のため秘密会とすることを提案、
「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、まず、7月定例会から本日までの間の所管事項について、私からご報告をさせていただきます。

お手元にご置きます教育委員会8月定例会教育長報告資料をご参照いただければと思います。

学校関係といたしましては、7月28日、29日に第35回横須賀市中学校演劇発表会が、はまゆう会館で開催されております。中学校6校から約500人の生徒の参加を受けて開催をしたものでございます。

8月3日には、中学校全国・関東大会出場選手激励会を開催いたしました。6競技33名の方にご出席いただきました。大会結果等につきましては、本日の報告事項としております。なお、1点ご紹介をさせていただきますと、出場した中学生の写真パネル展示を8月22日から9月12日までの間、本庁舎の3号館1階の市民ホールで各選手の写真を展示させていただいておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

次に8月10日に中学生連合生徒会役員研修会、いわゆるリーダースキャンプを行わせていただきました。例年2日間の開催予定でございましたけれども、台風の影響がありました関係で、1日のみの開催となっております。全中学校23校の生徒200名、教員46名が参加をし、日ごろの活動について意見交換をしたところであります。

次に、8月11日には、中学生創造アイデアロボットコンテストを開催させていただきました。横須賀大会第15回ということですが、市独自の取り組みとして横須賀市は継続して行っております。サブアリーナで開催いたしまして、9校43チーム、104名の生徒が参加しました。並びに、保護者の皆さんやお子さんたちも見学に来ていただいたところであります。この後、県大会等には別途参加を予定すると聞いております。

それから8月18日には、第31回「子どものための音楽会」を開催いたしまし

た。4月の結団式から約5、6回の練習を含めまして、当日の発表をさせていただいたところです。総勢272名の方、吹奏楽隊が88名、合唱隊の中学生が86名、小学生が23名、横須賀合唱団が13名、ヨーテル3名、また市の大人の合唱団として市合唱団連合会から59名参加をしていただいたところであります。芸術劇場への入場者数は1,065名という1つの大きなイベントでございました。大木先生には第3回から参加をしていただいておりますけれども、子どもたちの今後の、この「子どものための音楽会」は、目指せ300回が今、合言葉となっておりますので、ぜひ引き続き活動していただければと思っていますところであります。

その他、展示等につきましては、記載の各展示を開催しておりますので、ぜひお時間がありましたら見学をしていただければと思います。

(質問なし)

日程第4 請願第1号『市立諏訪幼稚園の廃園と教育委員会の対応に関する請願』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(新倉教育長)

それでは、請願第1号について、請願者からの事情の陳述の申し出がございました。

陳述の許可についてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(発言なし)

(新倉教育長)

ご意見がございませんので、請願者から事情の陳述をしていただくということではよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

教育長 陳述を許可することを宣言

(新倉教育長)

陳述の時間ですが、前例に従い、5分までとしたいと思います、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(新倉教育長)

それでは、陳述の時間は5分までといたします。

請願事項について、書記が朗読

(陳述者)

私たち保護者の意見は既に請願書に示したとおり、目を通していただいているとは思いますが、このような機会をいただけたので、ここに至る経緯や保護者、関係者の思いをお話しさせていただこうと思います。

諏訪幼稚園の廃園に関する協議はさかのぼること平成8年からスタートしました。さまざまな協議を経て協定書が作成されましたが、教育委員会が耐震化の必要性などを理由に建て替え工事が2010年に開始し、2012年に新園舎が完成しました。新園舎が完成してから、少子化や民業圧迫の観点から教育委員会が市立幼稚園の3年保育、園バス、延長保育等の時代のニーズに沿うようなサービスを行わなかったこと、また、保育料の値上がりなどの理由から園児数は減少していきました。サービスを向上させず、園児が定員に達しないことだけを引き合いに出し廃園を推し進めることに多くの反対意見が出されましたが、教育委員会の方針が変わることはありませんでした。制度の変更等により（仮称）中央こども園の開園時期と諏訪幼稚園の閉園時期を合わせるというのが現在の方針です。

個人的な話になりますが、私が廃園問題を知り、かかわるようになったのが、第1子が入園後からなので、約2年半になります。その間、教育委員会から説明があったのは年に1回程度で、毎回、保護者の意見が反映されることなく経過してきました。昨年度には、諏訪幼稚園を守る会から教育委員会に請願書を提出し、審議されましたが、今年度になっても入園から3カ月も経過してから3名の保護者と2名の卒園児保護者に説明したのみで、閉園に係る状況を報告したとして、保護者全体、特に新入園児の保護者に対する説明などは行われていない状況は、これからも保護者を初め、地域の皆様とお話し合いを持ち、合意形成を図りながら決定していきたいと思いますという昨年の教育委員会の回

答とは相反するものではないでしょうか。

廃園が決定されてもなお存続を願う声が多数あるのも事実です。しかしながら、廃園に向かうというこの状況が変わらないのであれば、最終入園児が単一学年になったときにどのようにフォローしていくのか、園児が幼稚園生活を送ってきただけではなく、諏訪小学校の児童や常葉中学校の生徒の学びの場でもあった園舎を廃園後、どのように活用していくのかなど、請願項目に上げている点を決定してからでも廃園時期を決めるのは遅くないと思います。

廃園時期が決まってしまえば、今後の入園希望者に影響を与えることは明らかです。そうなったとき、廃園予定時期を待たずして入園希望者がゼロになることも考えられます。また、以前の方針では30年度末で廃園となっていました。なのにもかかわらず、現在に至るまで請願項目に上げる点の計画が立てられていなかったことから、果たして実際に最終学年になるまでにこれらの項目の実施可能な計画が立てられるのでしょうか。私たち保護者や関係者にとって廃園時期の決定がゴールではありません。最終園児たちがこれまでと同等の幼稚園教育を受け卒園を迎えること、また、廃園後も市立幼稚園として横須賀市の幼児教育の一端を担ってきた諏訪幼稚園の教育が今後の横須賀市の幼児教育の土台となり、受け継がれていくことが願いです。

諏訪幼稚園の廃園をただ終わっていく1つの事業として捉えるのではなく、諏訪幼稚園は在園児や卒園児、その保護者たちや地域の方々の思いが詰まった場所であることを再認識していただき、請願書の内容を検討していただければと思います。

以上です。

教育長 関係理事者から所見を聴取

(教育政策課長)

請願第1号『市立諏訪幼稚園の廃園と教育委員会の対応に関する請願』の所見を申し上げます。

本請願の含意は市立諏訪幼稚園の廃園に関する事項について、教育委員会の対応に要望するものです。なお、市立幼稚園の廃園につきましては、平成27年8月の教育委員会定例会で、平成30年度末で廃園すると議決しています。その後、中央地区に開園することを予定していた（仮称）市立中央こども園の用地取得が難航し、開園が遅れることになったことから、市立幼稚園の廃園につきましては、平成28年5月の教育委員会定例会で廃園とする、ただし、廃園の時期は市立幼稚園を取り巻く状況に応じて別途定めると改めて議決しております。

請願項目1. 廃園時期については、昨年度、諏訪幼稚園を守る会から教育委

員会に提出された請願書への回答を初め、それ以前の教育委員会事務局の回答のとおり、諏訪幼稚園保護者全体、地域の方々、関係者に必ず説明し、意見交換などを行い、合意形成を図った上で決定することにつきましては、市では平成34年4月の（仮称）市立中央こども園の開園に向けてこども育成部が中心となって取り組んでおり、その建設計画が平成30年9月までに決定すると聞いていますので、それがわかり次第、諏訪幼稚園の廃園時期の決定をし、保護者全体、地域の方々、関係者へお知らせしてまいります。

請願項目2. 廃園に当たっては、最終年度に年長組のみの単一学年となることが考えられますが、その場合も、これまでと同様の幼児教育を行うことができる教育内容を廃園時期の決定以前に計画することにつきまして、単一学年になった際にも、当然、国が示す幼稚園教育要領に基づく教育を実現するよう努めてまいります。

請願項目3. 廃園時期を決定する前に、建て替えから数年しかたっておらず、今後も利用可能な幼稚園施設を廃園後どのように活用するのかを明確にすることにつきまして、教育委員会としましては、支援を要する児童生徒へのきめ細かい指導の必要性が高まっていることから、諏訪幼稚園の跡地には支援教育のセンター機能を有する教育施設を設置したいと考えています。

請願項目4. 廃園の告知（市民説明会や広報よこすか等に掲載）においては、廃園時期、廃園前年度には単一学年になること、また、それ以前に単一学年になったとしても、これまでと同等の幼稚園教育を受けられることを保証する内容とすること。また、廃園時期など、諏訪幼稚園に係る事柄に変更があった場合は、早急かつ確実に市民に周知されるような告知をすることにつきまして、諏訪幼稚園の廃園を周知する際には、廃園時期、廃園の前年度には年長が単一学年になることを明記していきます。なお、既に請願項目2でも述べましたが、単一学年になった場合も、当然、国が示す幼稚園教育要領に基づく教育を実現するよう努めてまいります。また、廃園の周知につきましては、これから入園を考えている保護者の方に支障がないよう、速やかに市民の方々に周知してまいります。

以上で所見を終わります。

（荒川委員）

意見と質問になりますが、まず意見のほうからなのですが、やはり情報がないうちで関係の皆さんの不安というのは、やはり大きいものだと思いますので、今後、でき得る限りの機会を捉えて、関係の皆さん、保護者の皆さんへの丁寧な説明をしていただけることを願っております。

それと、先ほど請願項目3にありました諏訪幼稚園の跡地には、支援教育セ

ンター機能を有する教育施設を設置したいと考えておりますということがありましたけれども、わかる範囲で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

(支援教育課長)

ご存じのとおり、横須賀市は不登校が大きな課題と捉えております。また、現在、配慮や個別の指導・支援が必要な子どもたちが増加しております。そういった中で、諏訪幼稚園は立地条件としまして、もちろん小学校にあるということ、また中学校とも隣接をしていたり、それから中央地区にあり独立した施設であったり、それから療育相談センター「はぐくみかん」とも隣接をしていたりと、そういう立地条件を生かした中で、きめ細かい指導・支援を行うようなセンター的機能を持った施設にできればというふうにこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

(新倉教育長)

今、荒川委員からご意見いただいた冒頭の部分のご意見について、担当部としての所感等はございますか。

(教育政策課長)

現在、廃園の時期がまだわからないという中で、皆様ご不安を抱いている部分が確かにあるというふうに存じております。決定した際には早急に周知して、そういった不安を払拭できるように努めてまいりたいと思います。

(澤田委員)

荒川委員と同意見ですが、やはり保護者の方々、不安がたくさんあるかと思っています。しっかりと合意形成できるような形でご説明いただければと思います。

それから、もう一点の請願項目3の支援教育センター設置計画についてですが、非常に大事なことだと思います。どのような役割を持たせていくのか等、今後の検討をしっかりとおこなっていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(学校教育部長)

今、委員からいただきましたご意見を踏まえまして、教育委員のご意見などもいただきながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

(小柳委員)

今回の請願の中に、教育委員会との意見交換会が十分に行われていなかったという点に関しては大変申しわけなく思います。おわび申し上げます。

それから、前回の請願と異なる廃園後の施設利用についてのご質問とか、それからまた、単一学年になることに関する具体的なご心配等に関しては、事務局のほうも、今後、新しい内容ですので真摯に検討していただいて、きちんとご説明いただければと思います。今回の所見には急な請願だったので間に合わなかったのかもしれませんが、例えば請願項目2に対する所見としては、「当然国が示す幼稚園教育要綱に基づく教育を実現するように努めてまいります。」と記載されておりますが、これは当然のことであって、今さら申し上げることではなく、今回、請願の趣旨に書いてあるのは、単一学年になってしまうことによって発生する具体的問題に対する不安という点だと思いますので、そのところを丁寧に検討してご説明していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(学校教育部長)

廃園前に単一学年になることにつきましては、例えば今、年中と年長の交流があるわけですが、これは今のようにできなくなると思います。しかしながら、国が示しております幼稚園教育要領に記載されている内容については、十分に幼児教育として実施できるというふうに考えておりますので、できることとできないことがございますけれども、そのできない、今やっていることでできなくなることについては、何か代替のやり方でできはしないかということも考慮しながら、最低限でも幼稚園教育要領にのっとった教育は確実に行われなければいけない。その二本立ての考え方で、このことについて取り組んでまいりたいと考えます。

(新倉教育長)

それでは、請願に関する審議の取り扱いについてですが、横須賀市の教育委員会の会議規則には、請願について採択・不採択という規定を持っておりません。したがって、請願者の方に対しましては、先ほど教育政策課長から説明がありました所見をもちまして教育委員会の所見として回答することとしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(意見なし)

(新倉教育長)

それでは、教育政策課長の陳述があった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対しましては書面により回答することとしたいと思います。

(各委員)

異議なし

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会の点検・評価結果について』

(教育政策課長)

『教育委員会の点検・評価について』ご説明いたします。お手元にお配りいたしました説明資料「教育委員会の点検・評価結果について」をご覧ください。

１、目的にありますとおり、教育委員会の点検・評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、全ての教育委員会で実施することとされております。教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、市議会への報告、市民への公表が必要とされております。

本市の点検・評価報告書につきましては、横須賀市教育振興基本計画に示した施策体系に基づいて作成していきまして、本年度の対象となっている平成29年度は横須賀市教育振興基本計画の第２期実施計画の４年目、最終年度となっています。

次に、２、方法ですが、点検・評価の具体的な内容や方法につきましては、各教育委員会に委ねられています。本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画第２期実施計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の３つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに、点検・評価を行いました。評価に当たりましては、客観性を確保するために３人の学識経験者からご意見をいただいています。

次に、３、手順ですが、本日の教育委員会定例会でいただいたご意見などを踏まえ、平成30年市議会９月定例議会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などにより市民への周知を図ってまいります。

２ページをお開きください。４、前年度からの変更点ですが、点検・評価結果の報告に当たり、今年度から（１）から（３）の３点について変更し、改善を図りました。

まず（１）として、重点課題に対応する主な事業のPDCAサイクルを明確にするため、前年度の課題及び改善点を記載する項目を追加するなど、表に記載のとおり、報告書様式を変更いたしました。

（２）として、報告書の構成を変更いたしました。具体的には、教育振興基本計画の概要や教育委員会の活動状況等を掲載することとしました。

３ページをご覧ください。（３）として、報告書の作成段階から教育委員の皆様のご意見を反映させるため、特に課題となる事業について教育委員の皆様による点検・評価、意見交換を会議の形式により実施いたしました。意見交換を実施した事業は記載のとおりです。

次に５、結果ですが、関連事業合計142に対して、計画どおりに実施した数が135、行動計画合計382に対して計画どおりに実施した数が375となっています。

４ページ及び５ページをお開きください。計画と実績が異なる事業の一覧を掲載しましたので、後ほどご参照ください。

次に、別冊資料の教育委員会点検・評価報告書（案）の説明をいたします。別冊資料のほうの10ページをお開きください。横須賀市教育振興基本計画の第２期実施計画では、横須賀の子ども像、目指す子どもの教育の姿の実現に向けて、解決すべき課題を改めて捉え、５つの重点課題として位置づけました。

１として、学校、家庭、地域の連携・推進。

２として、学力、体力の向上。

３として、いじめ、暴力、不登校の未然防止と早期解決。

４として、学校の教育力向上。

11ページに移りまして、５として、社会教育施設による学習支援の推進。

これら５つの重点課題に対応する19の主な事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。

本日はこの重点課題に対応する主な事業のうち、教育委員の皆様による点検・評価を実施した、特に課題となる４事業を中心にご説明いたします。

それでは、36ページをお開きください。ナンバー８、児童生徒健康・体力向上推進事業についてです。委員の皆様からは37ページ、７、学識経験者等の意見の下段、教育委員の意見にありますとおり、体育の授業に子どもがより興味を持って取り組めるような指導法の工夫や幼児期へのアプローチの必要性、また小学校において近隣の中学校の教員も含め、専門の指導者を授業に呼ぶことも効果があるのではないかといったご意見をいただきました。また、学識経験者からは生活習慣の確立には各家庭、保護者の自覚と継続的な働きかけが不可欠であることや、継続的な調査と調査結果の共有、有効活用の必要性等についてご意見をいただきました。

今後の改善策としては、児童生徒の健康・体力に関する課題解決を図るため

の取り組みを学校教育全体を通じて計画的に行うよう推進し、望ましい運動習慣の定着を図ること。体育的活動の充実と体育・保健体育科の授業改善に取り組み、児童生徒の運動やスポーツに対する肯定的な捉えを涵養すること。学校が主体となって家庭や地域と連携・共同し、児童生徒の望ましい生活習慣の定着を図ることとしています。

次に40ページをご覧ください。ナンバー10、学力向上授業についてです。委員の皆様からは42ページの7の教育委員の意見にありますとおり、指導主事による学校訪問時の指導をできるだけ全教員に対して行っている点について評価していただきました。また、授業のチェック表の使用を徹底し、充実し、広めていく必要性や、子どもの自己肯定感などに関する調査は回を重ね、どのように変化しているのか。また、子どもの意識と教員の意識が違う場合には、その理由の精査が重要だというご意見をいただきました。学識経験者からは、ベテラン教員層の教育姿勢の低調さや若手教員層の研究的姿勢の不足などに対し、教職員一人一人の啓発をいかに図るか。校内研究もチーム・学校としての取り組みが求められていることを前提に、その実現に向けた検討を進めてほしいとのご意見をいただきました。

今後の改善策としては、学力向上に関する教職員一人一人への啓発については、学力向上推進プランについて学校担当、指導主事がそれぞれの学校を訪問し、教職員に向けた説明を行い、直接伝える機会を持つことによって学力向上に対する意識を高め、また、校内研究への姿勢については授業の指導、助言ということだけではなく、学校の研究組織に直接かわり、研究の進め方、取り組みを価値づけを行うことによって、校内研究をもとにしたチーム・学校の取り組みにつなげていくこと。校内研究のチーム・学校としての取り組みの一助として基本研修のプログラムの中に位置づけているペアグループでのOJT研修の推進を継続し、また、基本研修内での授業づくりについての研修内容や校内研修推進者、ミドルリーダーを育成するための研修内容のさらなる充実を図り、夏の選択研修では引き続き学力向上を狙ったテーマを設定していくこととしています。

次に47ページをご覧ください。ナンバー13、いじめ・不登校対策事業についてです。

まず48ページ、①相談員等派遣事業です。委員の皆様からは49ページの7の教育委員の意見にありますとおり、支援教育コーディネーターの動きが余り見えないことや、支援会議の質を高める必要性、相談員の派遣回数増加、小中ギャップへの取り組み方等についてご意見をいただきました。学識経験者からは、不登校児童生徒の出現率の高い学校と改善に効果を上げた学校の双方の取り組み事例の周知を図る必要性や、相談員訪問の時間の不足、相談員自身の経

験不足に対する検討・課題改善についてご意見をいただきました。

今後の改善策としては、学校スーパーバイザーによる学校訪問の時間を確保すること。各校における不登校対策の取り組みに生かせるよう、指導・助言を行うこと。不登校対策の取り組みの共有とともに、新たな不登校を生まない学校づくりという視点で研修を実施すること。支援教育コーディネーターが学校の支援の中心として活躍できるような研修を実施すること。相談員の資質向上については、研修内容を検討し、派遣回数については学校や子ども、保護者の相談ニーズに応えられるよう、時間や日数を検討することとしています。

次に、52ページをお開きください。③いじめ対策事業についてです。委員の皆様からは53ページの7、教育委員の意見にありますとおり、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置や、教員とスクールソーシャルワーカーや地域社会などと役割分担のバランスを考えることの必要性についてもご意見をいただきました。学識経験者からはスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの適切な派遣、配置についてご意見をいただきました。

今後の改善策としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては増員の効果を検証し、今後の増員や適切な派遣、配置を検討し、また、役割や活用について管理職だけでなく、支援教育コーディネーター等にも一層周知を進めることとしています。

次に、58ページをご覧ください。最後にナンバー15、子どもと向き合う環境づくりの推進についてです。委員の皆様からは59ページの7の教育委員の意見にありますとおり、教頭の補佐としての人員配置についての検討の必要性や、例えば決まった時間、時刻以降は学校に連絡しないよう保護者に理解を求めるといった取り組みなど、長時間勤務等で教員に負担がかかり過ぎないような取り組みについてご意見をいただきました。学識経験者からは、教員の働き方改革は急務であり、業務改善の結果等について、さらに精密な調査等、今後の改革に必要不可欠な基礎資料として作成して検討を深める必要性についてご意見をいただきました。

今後の改善策としては、平成29年に実施した勤務実態調査の結果を校種、職種別に分析することで、長時間勤務の要因を明確にすること。学校業務改善ガイドブックや子どもと向き合う環境づくり等で示された取り組みを再度周知すること。超過勤務の改善、業務の精選に向け、教職員の働き方改革検討会議及び4分科会、管理職、教員、部活動、事務職員を設置し、それぞれの立場での具体的な取り組みを協議することとしています。

以上で重点課題に対する主な事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、72ページをお開きください。

目標指標について学校教育編9指標、社会教育編7指標、スポーツ編6指標、

これらの目標値に対する昨年度実績を72ページから87ページに記載しています。なお、74ページの学校教育編指標3のいじめ解消率と75ページの指標4の不登校児童生徒の学校復帰改善率については、文部科学省の調査が集計中のため、集計結果が公表され次第、報告書の確定版を改めて配付させていただきます。

90ページをお開きください。目標施策に基づく関連事業として、学校教育編については66の関連事業と165の行動計画、社会教育編については53の関連事業と165の行動計画、スポーツ編については23の関連事業と52の行動計画、これらの昨年度実施状況を90ページから151ページに記載しました。152ページから158ページには、先ほど申し上げたとおり、今回から追加することとした教育委員会の概要がわかる資料を掲載しています。

巻末には関連事業、目標指標に使用している注釈の用語について解説を記載しています。

教育委員会の点検・評価結果についての説明は以上となります。

(質問なし)

報告事項(2) 『「横須賀版キッズウィーク」の実施について』

(教育政策課長)

『「横須賀版キッズウィーク」の実施について』ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

初めに、1のねらいについてです。休日の学校行事などにおける各学校の代休に、保護者も有給休暇を取得し、子どもとともに休日を楽しむことにより、大人が子どもと向き合う時間を意識し、家族や地域の教育力の向上を図ること。地域のイベントや体験活動等に参加するなどして、子どもが豊かな休日を過ごせるよう、地域社会みんなで子どもの豊かな成長を応援することにより、地域の活性化を図ることです。

2の日時については、平成30年10月20日土曜日から11月4日日曜日を予定しています。

3、実施の範囲については、全市的に展開ということで、横須賀市全域を対象とします。

4の内容については、この期間において、家族でともに地域で過ごすことを奨励し、従来行われている市内商店街や市主催のイベント等への参加を促します。なお、この時期に市内で実施されているイベントについては、現時点で集約したものを別紙にまとめておりますので、後ほど参考までにご覧ください。

なお、現在、集約したもの以外にも協力を働きかけているところですので、今後はさらにご協力いただけるイベント等がふえる予定でございます。

5の周知の方法につきましては、10月上旬には市民向けに広報を発信し、イベントへの参加や保護者の有給休暇取得の啓発などの周知を図っていきます。

6の今後のスケジュールについては、9月に報道投げ込みを行う予定です。10月上旬に広報等に記事を掲載し、実施の周知を図ります。10月20日から11月4日は「横須賀版キッズウィーク」の実施となります。

2ページをお開きください。参考ですが「横須賀版キッズウィーク協議会」における検討の経過と構成員を記載いたしましたので、ご参照ください。

今年度は初めての実施となりますが、少しでも多くの子どもたちやご家族が参加していただけるよう、今後もさらなる工夫をしながら実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で「横須賀版キッズウィーク」についての報告を終わります。

(荒川委員)

読ませていただいて、家庭と子どもたちが一体となっていていい休日を過ごすということについてはとてもいいというふうに思うのですが、一方で、保護者が休暇を取得できないとか、子どもだけで参加するようなご家庭もあるわけなので、そういった子どもたちだけでの参加の方とかご家庭での参加の方とか、参加者が混じった状態で、子どもたちだけで参加することで寂しい思いをすることが極力ないような取り組みであってほしいと思います。さまざまな地域の方へのお願いになってくるとは思うのですけれども、そのあたりのご配慮を委員会のほうからも働きかけていただけたらありがたいと思っております。

(教育政策課長)

委員のおっしゃる意見も協議会の中でも出ております。そのあたりもきっちり認識していかなければいけないと思っております。協議会の構成員の中にこども育成部長も入っていただきまして、例えば学童ですとか、もちろん保育園、幼稚園なども、周知いただき、例えば学童で参加していただくとか、そういった形でも周知をしていただき、できる形での実施を今考えております。確かに子どもだけで参加する形になるかもしれませんが、それでも楽しめるようなイベントなどを考えてまいりたいと思っております。

(澤田委員)

大変いいことだと思っております。この日時、集中的にこの期間で計画をされているということですが、振替休日の集約の見通しはどのようになっていますか。

すでしょうか。

(教育政策課長)

この期間、10月20日土曜日、その1週間後の27日の土曜日に、小学校などは、かなり多くのところで運動会が予定されておりますので、その2日後の月曜日が代休になる予定でございます。そういったところで今、集約をしております、学校のほうにもお話をして、こういったイベントがあるということを、周知しようというふうに考えております。

報告事項（３）『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況について』報告をさせていただきます。

報告いたします平成29年度事業報告及び決算は、財団の評議員会の承認を受けたものであり、平成30年度事業計画及び収支予算は理事会の承認を受けたものでございます。なお、本件報告につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、平成30年9月定例議会、教育福祉常任委員会において法定報告事項として報告する予定でございます。

お手元の資料の1ページをお開きください。1ページから2ページにかけては、財団の概要などについて記載してございます。3ページから23ページにかけては、事業実績を記載してございます。

恐れ入りますが、29ページをお開きください。29ページのほうで、財団が実施している事業の全体の構成を体系図でお示ししてございます。公益目的事業会計では3つに分類されておりますけれども、文化生涯学習活動支援事業、受託文化受託教育事業、横須賀市市民大学事業など9つの事業を行っております。収益目的事業では、施設の貸館広報、物販事業の2つの事業を行っております。

個々の事業についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、3ページにお戻りください。

まず、公益目的事業でございます。Ⅰ文化活動及び生涯学習活動の支援にかかわる事業でございますが、1の文化生涯学習活動支援事業は、文化団体が行う文化事業に対する事業助成などを実施しております。

4ページをお開きください。2の文化生涯学習情報の収集提供、学習相談事業は、6ページにかけて記載の横須賀学び情報の収集や提供などを実施してお

ります。

6 ページ、3 の学習成果の地域活用事業は、学習者が学習で得た知識や技術を地域活動に生かす活動を支援するため、9 ページにかけて記載の地域活動サポーター養成講座などを実施いたしております。

10 ページをお開きください。Ⅱ文化活動及び生涯学習活動の普及に係る事業でございます。1 の受託文化事業は、本市文化振興課からの委託を受け、市民文化祭など記載の文化事業を実施しております。

12 ページをお開きください。2 の受託教育事業は、教育指導課からの委託を受け、小学生プログラミング体験教室を24回開催しております。

3 の横須賀市市民大学事業は、12 ページから16 ページに記載されました市民ニーズやさまざまな課題に対応した講座を60講座実施いたしました。

このほか17 ページから19 ページに記載の4 のその他の普及事業では、子ども対象やシニア対象の講座、教育委員会との共催事業などを実施いたしました。

20 ページをご覧ください。Ⅲ文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営に係る事業です。

1 の横須賀市生涯学習センターの管理運営事業は、多くの市民が講座などに参加できるように管理運営を行い、9 万7,856 人にご利用をいただきました。

21 ページをご覧ください。2 の調査研究事業は、生涯学習センターの効率的運営や円滑な事業推進のため、22 ページにかけて記載の研修参加や他機関との連携事業を行いました。

23 ページをご覧ください。こちらは収益事業になります。ⅣとⅤに記載の有料施設の貸館及び書籍の販売などを行いました。

続きまして、25 ページをお開きください。平成30年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産、負債、資産から負債を控除した正味財産により資産の状況を示しております。平成29年度末の資産合計は、表の中ほどⅡ負債の部の1行上の段で5億1,571万3,578円。負債合計は表のⅢ正味財産の部の1行上の段で3,285万809円。正味財産合計は表の一番下から2段目の4億8,286万2,769円となっています。平成29年度末の正味財産額は前年度末と比較して435万20円の減少となっています。

26 ページをお開きください。会計別の貸借対照表内訳表です。

27 ページをご覧ください。正味財産の増減内容を明らかにする正味財産増減計算書です。収益と費用がどれくらいあったのかを科目別の一覧にしたものがございます。表の中段にございます経常収益計、いわゆる収入額の合計でございますが、こちらは1億2,280万1,423円でした。

28 ページの中段の経常費用計、いわゆる支出額の合計は1億2,715万1,443円で、こちらから6段の下、収支差し引きである当期経常増減額は435万20円のマ

マイナスとなっています。その結果、平成29年度の正味財産期末残高は28ページの表の末に記載のとおり、4億8,286万2,769円となっています。なお、資産の推移につきましては、別添で右上に参考と表示しました資料に過去5年間の収支の状況や基本財産の推移をお示ししてありますので、ご確認ください。

公益財団法人である生涯学習財団には、公益目的事業に係る収入がその事業に必要で、適正な費用の額を超えてはいけないという収支相償の原則が適用されておりますため、会計全体としては収益目的事業で得た利益を公益目的事業に充当するなどして、安定的な運営を維持していくことが求められています。正味財産の減少は、低金利の継続による財産運用益の減少や地域課題に対応する学習など、収益が見込めず、民間には委ねにくい事業に取り組んでいることなどが原因と分析しております。

30ページから33ページにかけまして、事業会計と事業の区分ごとに収益と費用の内訳を示した正味財産増減計算書内訳表となっております。

34ページから38ページにかけまして、財務諸表に対する注記、財産目録などを記載しております。

39ページは平成29年度の会計及び業務に関する監査報告書です。

以上が平成29年度の経営状況報告となります。

引き続きまして、平成30年度の事業計画及び予算につきましてご説明いたします。

40ページをお開きください。平成30年度の基本方針を横須賀市教育振興基本計画の達成に向けた適切な対応をとれるように取り組むこととしております。

次に、事業概要ですが、公益目的事業3事業、収益目的事業2事業で5つの柱で事業構成に変更はございません。

事業計画は41ページから52ページに記載のとおりでございます。

53ページから59ページに収支予算書などを記載しています。経常収益計は1億2,434万9,000円。経常費用計は1億3,271万円を見込んでおります。

以上で公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況についての説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(4)『教育研究所・南図書館正面入口の天井板の落下について』

(教育研究所長)

教育研究所から報告事項(4)の教育研究所・南図書館正面入口の天井板の

落下について報告をさせていただきます。

7月27日金曜日に開催されました教育委員会7月定例会において、教育長から概要を口頭でご報告させていただいておりますので、本日はその後の状況を含めて、改めてご報告をさせていただきます。

7月24日火曜日午後9時ごろに、教育研究所及び南図書館で正面入口の天井板が落下する事故が発生してしまいました。当時は閉館後であったため、人的被害はありませんでした。当該建物は鉄筋コンクリート造3階建てで、昭和59年の建築ですので、築後約34年が経過しております。落下した天井板は約7メートルの高さに設置されていて、岩綿吸音板及び下地石膏ボードが約4平方メートル落下しました。また、長さ約10メートルのステンレス枠が建物から外れ、つり下がりました。

7月25日水曜日から27日金曜日までに天井板落下の原因等を調べるため、都市部公共建築課ほかにより当該箇所を中心に天井の状況を確認いたしました。ステンレス枠が建物から外れ、つり下がった状態となった箇所について確認したところ、ステンレス枠下地の鉄部が腐食していました。これはステンレス枠周辺の雨漏りにより、雨水が侵入していたことが原因と考えられます。また、ステンレス枠が建物から外れたことにより、これに引きずられ、天井板の一部が地上に落下したものと推測されます。

事故後の対応等についてですが、正面入口に足場を組み、高所作業車等でステンレス枠の取り外しを行いました。また、落下した天井板周辺をベニヤ板でふさぐ緊急対応作業を実施しました。現在は仮の防護天井を設置し、利用者の安全は確保されています。今後は、緊急対応した天井板の張りかえ等の補修を予定しております。

この事故を受け、都市部及び財政部から各施設管理者宛てに市有建築物の日常点検が通知されました。教育委員会としては、今後も日ごろからの施設の安全点検や維持管理を徹底し、落下物等による事故を未然に防ぐよう心がけていきたいと考えております。

なお、南図書館は7月25日水曜日から8月6日月曜日まで臨時休館しましたが、8月7日火曜日、9時30分から利用を再開しております。

このたびはこのような事故を起こしてしまい、大変申しわけありませんでした。

(三浦委員)

時々あるのですけれども、これ、ほかの建物の点検というのはどういうふうになさるのでしょうか。もしわかっていたら教えていただきたいのですけれども。

(教育指導課長)

教育指導課では、学校のほうの教育活動の中でということでお答えしたいと思いますけれども、主に管理職である校長・教頭が、特に教頭先生のほうが多いんですけれども、朝早くに学校の周囲を点検したり、窓を開けたり閉めたりというようなことで、学校の中を回ります。また、教頭先生は学校が終わった後、また学校の中を1周回って、窓の開いているところを閉めたりとかということもしながら回ります。そういった中で、破損箇所とかといったところを見ていくといったことは毎日行っているといった現状がございます。

(新倉教育長)

他の社会教育施設についてはいかがでしょうか。

(教育総務部長)

このたびの教育研究所は、南図書館も一緒に入っている建物でございます、こちらは一応、教育研究所長のほうで統括をしておるところですが、例えば図書館等は、中央図書館につきましては図書館長が管理のもと、当然、館長が全てはできませんので、職員が日常点検を行うようにはしております。そしてまた、美術館は美術館運営課長、それから博物館は博物館運営課長が職員のほうに点検するように申しまして、担当のほうで点検をしているところでございます。ただ、なかなか専門性のある職員がそれぞれの職場にいるわけではございませんが、目視を行い、大体、建物はどこもかなり劣化している部分がございます。周りのタイル等、落ちることがないかとか、ガラスの状況はどうかとか、素人目ではございますが、それなりの日常点検はしているところでございます。

(学校教育部長)

まず大前提として、建築基準法で法に定められた、たしか第12条だったと思いますけれども、資格を持った建築士等による点検というのは法で定められております。その定められた点検は確実に言いながら、その法で縛られていない部分については、これも例えば今回の天井なども、天井は規模によって建築基準法で点検の仕方が決められておりまして、今回はその法に適合した形で目視になるわけですが、点検をしておりましたが、残念ながら事前に異常が発見できなかったということはありますけれども、いずれにしても、建築基準法等にのっとった形で点検を行いながら、それ以外の日常点検をしているということでご理解いただければと思います。

(三浦委員)

特に学校なんかですと、建物の古いところが多いと思うんです。今回も鉄の部分がもう腐食していた。雨水が多分、何かあれして突然落っこちてきたと思うんですけれども、私が知っているところでは、天井そのものがぼしゃんといって、そこから水がぼさっと落ちてきた、そういうこともありますから、何か特に古くなっている建物を中心に、そういう事故が少しでも早く、けが人が出ないような、そういうことをちょっと。教育委員会の中だけだと当然無理だと思うんですけれども、そういう検討をできたらしていただけたらいいのではないかと考えております。

(学校教育部長)

今、財政部のFM推進課というところがございまして、そちらのほうで構造物の点検マニュアルというのを作成途中でございますので、そういったものができてくれば、それにのっとって点検をするという、もう少し組織的な点検ができるようになってくるかなというふうに思います。

(新倉教育長)

この点につきましては、私が責任をとらなければいけない部分かと思いますので、委員にご指摘いただいたものにつきまして、どのような形がとれるか早急に全庁の調整をとった上で、より教育委員会としては配慮していくんだというスタンスで活動させていただきたいと思います。ありがとうございました。

報告事項（５）『行事等の開催結果について』

ア 中学校全国・関東大会出場選手激励会について

(保健体育課長)

保健体育課から、８月３日に行いました中学校全国・関東大会出場選手激励会についてご報告させていただきます。

この会は、横須賀ブロック地区予選、さらに神奈川県予選を突破し、全国関東中学校体育大会への出場を決めた生徒を対象に、例年８月上旬に行っているものであります。今年は陸上競技、水泳競技、柔道など、個人競技に多くの選手が出場し、33名の生徒を対象に行いました。

２ページから３ページにかけて、全国・関東中学校体育大会出場者一覧をお示ししました。激励会を開催した後に行われました関東大会で、不入斗中学校２年生の東海林聖央選手がベスト８の好成績をおさめ、全国大会への出場を決

めております。また、陸上競技では池上中学校3年生の達川廉選手が男子四種競技で1位。大津中学校1年生の税田ジェニファー璃美選手が1年生の女子100メートルで大会新記録の12秒32で1位。女子4×100メートルリレーでは大津中学校が8位入賞。水泳競技では大津中学校3年生の阿部晃也選手が男子200メートル平泳ぎで4位入賞。柔道では神明中学校3年生の荒川音子選手が女子70キロ級で3位に入賞と、それぞれすばらしい成績をおさめています。

全国大会については、日程をお示ししましたとおり、8月17日から開催されております。本日、卓球男子個人の試合が行われておりますが、陸上競技では池上中学校3年生の達川廉選手が男子四種競技で7位入賞の好成績をおさめております。

激励会には委員の皆様や保護者を初め、多くの関係者の皆様にお越しいただきまして、選手たちも決意を新たに大会に臨むことができました。結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきます。今後ともご支援よろしくお願いいたします。

なお、先ほどもありましたが、現在、市役所1階の市民ホールで全国・関東大会に出場しました中学生の写真パネルを展示しておりますので、9月12日まで展示予定です。皆様ぜひご覧ください。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第1、日程第2及び日程第3は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成30年8月24日（金） 午前11時16分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡